

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第二十号

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第七項及び第八項中「第三十八条第一項各号のいずれか」を「第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第十一項第四号中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の三第三項」に改め、同条第十四項第一号中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第十条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一・二 略</p> <p>8 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>9・10 略</p> <p>11 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第十条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一・二 略</p> <p>8 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>9・10 略</p> <p>11 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定</p>

改正後	改正前
<p>による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一 三略</p> <p>四 職業に就いたもの 雇用保険法第五十六條の三第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>五・六 略</p> <p>12・13 略</p> <p>14 第十一項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p> <p>一 雇用保険法第五十六條の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>二 雇用保険法第五十六條の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>15 略</p> <p>17 略</p>	<p>による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一 三略</p> <p>四 職業に就いたもの 雇用保険法第五十六條の二第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>五・六 略</p> <p>12・13 略</p> <p>14 第十一項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p> <p>一 雇用保険法第五十六條の二第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>二 雇用保険法第五十六條の二第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>15 略</p> <p>17 略</p>